

(参考資料) 記入例

各面の(注意)欄に記載されている内容をご確認のうえ、記載してください。

第一号様式(第五条第三項関係) (A4)

(第一面)

## 耐震診断の結果の報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所管行政庁 殿

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

報告者の氏名又は名称  
及び法人にあっては、  
その代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第7条の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

この報告書は、建築物ごとに作成して下さい。

**(参考資料) 記入例**

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

住居表示ではなく、地番を記載してください。(登記簿謄本等をご確認ください。)

[建築物の名称] <b>〇〇ビル</b>	
[用途] <b>事務所, 飲食店</b>	
[地名地番] <b>広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇</b>	
[建築物(組積造の塀を除く。)の場合]	<b>【階数】</b> 地上 <b>5</b> 階 地下 階 <b>【延べ面積】</b> <b>5722.55</b> m <sup>2</sup> <b>【建築面積】</b> <b>2052.22</b> m <sup>2</sup> <b>【構造方法】</b> <b>鉄筋コンクリート</b> 造 一部 造
[組積造の塀の場合]	<b>【長さ】</b> m <b>【最高の高さ】</b> m <b>【種類】</b> <input type="checkbox"/> 補強コン <input type="checkbox"/> 補強コン
[法第7条における建築物の区分]	1 法第5条第3項第2号に規定された建築物 <b>【区分】</b> ( ) <b>【大規模地震が発生した場合】</b> ( )
	<b>2</b> その敷地が法第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 <b>【区分】</b> ( <b>第1号</b> ) <b>【都道府県耐震改修促進計画に記載された道路の名称】</b> ( <b>〇〇〇〇〇線</b> )
	3 その敷地が法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 <b>【区分】</b> ( ) <b>【市町村耐震改修促進計画に記載された道路の名称】</b> ( )

・ 広島県が指定した道路は2の欄へ記入 (市町村が指定した道路は3の欄へ記入)  
 ・ **【区分】** は令第4条の該当する号だけでよく、建築物は第1号と記載してください。前面道路の幅員の区分イ、ロの記載は不要です。(第2号は組積造の塀の場合です。)  
 ・ **【道路名称】** は路線名を記載してください。

(注意)

- [建築物の名称] の欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第4条第2号に掲げる組積造の塀(以下単に「組積造の塀」という。)の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の名称を記入して下さい。なお、戸建ての住宅又は戸建ての住宅に附属する組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
- [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途(組積造

## (参考資料) 記入例

の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の用途) をできるだけ具体的に記入して下さい。

3. [建築物(組積造の塀を除く。)の場合] の欄は、組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
4. [組積造の塀の場合] の欄は、組積造の塀以外の建築物の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
5. [組積造の塀の場合] の欄の【長さ】及び【最高の高さ】は、前面道路に面する部分について記入して下さい。
6. [組積造の塀の場合] の欄の【種類】は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「補強コンクリートブロック造以外」の場合にあっては、組積材の種類を併せて記入して下さい。
7. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】には、令第2条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。また、同欄の2及び3の【区分】には、令第4条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。
8. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】で「第22号」と記入した場合のみ [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【大規模地震が発生した場合の建築物の利用方法】を記入して下さい。

## (参考資料) 記入例

(第三面)

### 2. 建築等の経過

昭和50年	1月23日	概要	(新築(確認第111号 昭和49年3月21日))
昭和53年	8月12日	概要	(増築(確認第222号 昭和54年4月30日))
年	月	日	概要( )
年	月	日	概要( )

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

### 3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]	ヒロシマ ケン	
[氏名]	広島 建	耐震改修を実施している場合、第三面に「3. 耐震改修計画の実施者に関する事項」を追加してください。
[郵便番号]	〇〇〇-〇〇〇〇	
[住所]	広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	
[電話番号]	082-〇〇〇-〇〇〇〇	
[建築士の場合]		
【資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇号	
【勤務先】	(一級) 建築士事務所 (広島県) 知事登録第 〇〇〇〇〇号	
【勤務先の所在地】	広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	
【登録資格者講習の種類】	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針	
【講習実施機関名】	一般財団法人 日本建築防災協会	
【証明書番号】	第RC〇〇-〇〇〇〇号	
【講習修了年月日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
[国土交通大臣が定める者の場合]		
【勤務先】	耐震診断や耐震改修計画を実施した建築士及び講習修了証明書等の資格者証の写しを添付してください。	
【勤務先の所在地】		

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

## (参考資料) 記入例

### ■鉄筋コンクリート造の場合（下線部が公表を予定している部分）

(第四面)

#### 4. 耐震診断の概要

##### イ. 耐震診断の実施年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

耐震診断業務に着手した日（契約日）を記載してください。

##### ロ. 耐震診断の方法の名称

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法（2001年版）

##### ハ. 実地調査の概要

構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法については、別紙のとおり

接合の緊結の度、腐食、腐朽または  
摩損の度については、別紙のとおり

材料強度は評価書のとおり

敷地の状況：敷地はがけに隣接しているが、安全上支障のない距離が確保されている。  
地盤は砂質土で地下水位が高く液状化の可能性がある。

耐震診断の評価書に、これらの記載があるか確認してください。

(注意)

実地調査の概要の欄には、当該建築物の構造耐力上主要な部分又は建物に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

次の項目を記載してください。

(耐震診断報告書等の建物の概要や建物調査概要の写しを添付してください。)

・構造耐力上主要な部分の配置：ラーメン構造、壁式構造等架構形式をXY方向別に記載  
耐力壁の偏りや大きな吹き抜け等構造耐力上主要な部分の配置についての特筆すべき事項を記載

・形状：平面及び立面上の建物形状の特徴を記載

・寸法：桁行全長×梁間全長及び桁行スパン数×梁間スパン数を記載

・接合の緊結の度：鉄骨造及び木造の接合の方法を記載

・腐食、腐朽または摩損の度：部材の腐食、腐朽、摩損の状況を記載

・材料強度等：鉄筋コンクリート部分は設計基準強度及び診断時の採用強度を記載  
鉄筋、鉄骨の場合は、材質と降伏点強度を記載

・当該建築物の敷地の状況：高さが2mを超える擁壁がある場合は擁壁の状況、がけ崩れ等の被害を受けるおそれがある敷地であるか、また液状化のおそれのある敷地であるかを記載

## (参考資料) 記入例

### 二. 耐震診断の結果

耐震診断に用いた数値 :  $z = 0.9$  地盤指標  $G = 1.0$  用途指標  $U = 1.0$

耐震診断結果 : X方向  $I_s$  値 0.54  $C_{tu} \cdot SD$  値 0.456 (2階)

Y方向  $I_s$  値 0.82  $C_{tu} \cdot SD$  値 0.309 (1階)

構造耐力上主要な部分に対する安全性評価に関する事項 :

$I_s$  値 0.54  $I_s/I_{so} = 0.77$

$C_{tu} \cdot SD$  値 = 0.309  $0.3ZGU = 0.27$

II 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

他所見 : 玄関ホールの天井の落下防止対策及び地盤の液状化対策が必要。

(注意)

耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

診断結果に対する考察や所見を記載してください

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性評価に関する事項は、耐震診断の方法に対応した診断結果の指標値と、その値が示す区分（「I」又は「II」又は「III」及びその区分のあらかず意味）を記載してください。

耐震改修後であれば、耐震改修計画の指標値及びその区分も記載してください。

（耐震診断報告書の耐震診断の概要の写しを添付してください。耐震改修を実施している場合、耐震改修計画の概要の写しを添付してください。）

## (参考資料) 記入例

■鉄骨造の場合（下線部が公表を予定している部分）

(第四面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

令和〇年〇〇月〇〇日

耐震診断業務に着手した日（契約日）を記載してください。

ロ. 耐震診断の方法の名称

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）

ハ. 実地調査の概要

構造耐力上主要な部分の配置：X方向ブレース構造、Y方向ラーメン構造  
形状：平面形状はポーチ等下屋が部分的に張り出した形状  
寸法：全長31.0m×16.00m スパン7スパン×4スパン（アリーナ部のみ）  
接合の緊結の度：隅肉溶接（図面と不整合）、ボルトF10T  
腐食、腐朽または摩損の度：仕上げモルタルにひび割れがあるが、構造耐力への影響なし、鉄骨の腐食はみられない  
材料強度：設計基準強度17.6N/mm<sup>2</sup> 診断時採用強度17.6 N/mm<sup>2</sup>  
鉄筋：主筋SD30 降伏点強度343 N/mm<sup>2</sup>、帯筋SR24 降伏点強度294 N/mm<sup>2</sup>  
鉄骨：SS41 降伏点強度258 N/mm<sup>2</sup>  
敷地の状況：がけ等なし

(注意)

実地調査の概要の欄には、当該建築物の構造耐力上主要な部分又は建物に附属する組積造の壁の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

次の項目を記載してください。

（耐震診断報告書等の建物の概要や建物調査概要の写しを添付してください。）

・構造耐力上主要な部分の配置：ラーメン構造、壁式構造等架構形式をX Y方向別に記載  
耐力壁の偏りや大きな吹き抜け等構造耐力上主要な部分の配置についての特筆すべき事項を記載

・形状：平面及び立面上の建物形状の特徴を記載

・寸法：桁行全長×梁間全長及び桁行スパン数×梁間スパン数を記載

・接合の緊結の度：鉄骨造及び木造の接合の方法を記載

・腐食、腐朽または摩損の度：部材の腐食、腐朽、摩損の状況を記載

・材料強度等：鉄筋コンクリート部分は設計基準強度及び診断時の採用強度を記載

鉄筋、鉄骨の場合は、材質と降伏点強度を記載

・当該建築物の敷地の状況：高さが2mを超える擁壁がある場合は擁壁の状況、がけ崩れ等の被害を受けるおそれがある敷地であるか、また液状化のおそれのある敷地であるかを記載

## (参考資料) 記入例

(第五面)

### 二. 耐震診断の結果

#### ■改修前

耐震診断結果： X方向 Is値 0.16 q値 0.54 (1階)

Y方向 Is値 0.53 q値 1.66 (1階)

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性評価に関する事項：

I  $s=0.16$  q値=0.54

I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

その他所見：外壁のCB壁の転倒防止対策、隣接建物のExp. j間隔を広げる必要がある。

#### ■改修後

改修後診断結果： X方向 Is値 0.92 q値 1.68 (1、2階)

Y方向 Is値 1.13 q値 2.18 (1階)

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性評価に関する事項：

I  $s=0.92$  q値=1.68

III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

(注意)

耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

診断結果に対する考察や所見を記載してください。

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性評価に関する事項は、耐震診断の方法に対応した診断結果の指標値と、その値が示す区分（「I」又は「II」又は「III」及びその区分のあらかず意味）を記載してください。

耐震改修後であれば、耐震改修計画の指標値及びその区分も記載してください。

（耐震診断報告書の耐震診断の概要の写しを添付してください。耐震改修を実施している場合、耐震改修計画の概要の写しを添付してください。）

## (参考資料) 記入例

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	<b>耐震改修</b> ・ 建替え ・ 除却
[着工予定時期]	令和〇年 〇〇月
[完了予定時期]	令和〇年 〇〇月
[その他]	

(注意)

1. この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法第9条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。
2. [事業の内容] 欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

現時点での意向を下記により、記載ください。

- 1 予定のある方  
→全てに記載してください。
- 2 事業の意向はあるが、時期が未定の方  
→[事業の内容]欄を○印で囲み、時期は空欄のままとしてください。
- 3 予定が決まっていない方  
→[その他]欄に「未定」と記載してください。
- 4 予定がない方  
→[その他]欄に「予定なし」と記載してください。

～お願い～

建築物の所在する市町により異なりますが、耐震改修等にも補助制度（次ページ）があることを踏まえて、所有者の方の耐震改修等の実施に向けた意向を公表の希望の有無に係わらずご記入いただければと思います。

※耐震改修等の予定を所有者の方の了解なく、そのまま公表することはありませんので現時点の意向を記載してください。

# 耐震改修工事への補助制度について

建築物が所在する市町によって、補助制度の有無が異なります。この補助制度を活用して、耐震改修工事を検討したいとお考えの方は、早めに市町の担当窓口か下記までお問い合わせください。

耐震診断の結果は、耐震改修促進法により、とりまとめて令和3年度以降に公表することになっています。なお、耐震改修工事は義務ではありません。

## 令和4年度まで補助率は最大で約73%※

※ 令和5年度以降は下がる可能性があります。

- 受け取ることができる補助金の額は、補助対象額（耐震改修工事にかかる費用）に補助率を乗じた額です。
- 補助対象額には次のように上限があり、耐震改修工事にかかる費用がこれを超える場合、その差額に対しては補助金を受け取ることができません。また、この上限とは別に、市町で上限を設けられていることがあります。

補助対象額の上限 = 建築物の床面積 (㎡) × 用途ごとに定められた次の金額※ (円/㎡)  
 (住宅: 34,100 円/㎡, マンション: 50,200 円/㎡, その他: 51,200 円/㎡)

※ 特に倒壊の危険性が高い場合 (Is 値 0.3 未満相当) や、免震工法等の特殊な工法で補強される場合は、上記より金額が上がることがあります。そのような場合は個別にお問い合わせください。

- この補助金は、国・県・市町議会の議決を経て毎年4月に予算配分されますが、例年、約73%のうちの約7%に相当する額が満額配分されていません。ただし、例年は11月に追加の配分があり、結果として満額が配分されています。
- 工事が年度をまたがる場合は、原則、年度ごとの工事の出来高に、その年度の補助率を乗じることになり、その補助率が令和5年度以降に下がる可能性を考えると、早めに工事をされた方が有利になります。

## 「建替え」や「解体」も補助の対象

- 耐震改修工事ではなく、建替え工事や、解体工事のみの場合も、補助金を受け取ることができます。ただし、既存の建築物が、耐震診断の結果、耐震性不足と判定されたことが条件です。
- 補助対象額の上限は、耐震改修工事の場合（上記）と同額です。
- 工事に伴い生じる補償費（移転費や仮住居借上費など）は補助対象外です。
- 工事のために必要な設計にかかる費用には、補助制度がありません。

## 工事をされる建築物ごとに、あらかじめ予算が確保されていることが必要

- 県及び市町が、予算を確保したあとでなければ、補助金の交付申請はできません。
- 県及び市町が予算を確保するために必要な、耐震改修工事にかかる概算費用を、工事に着手される前年度の9月頃までに、建築物所有者の方から市町に、ご提示いただく必要があります。
- 工事に着手される年度ごとに、確定した耐震改修工事にかかる費用で、補助金の交付申請をしてください。
- 補助金の交付申請が、工事に着手される年度の10月～翌年3月の間になる場合であっても、その年度の9月までに、その年度に受け取られる補助金の額を確定させる必要があります。
- 補助金の交付申請をされてから、交付決定の通知まで、約1ヶ月かかります。
- 補助金の交付決定を受けられたあとに、工事の契約をされなければ、補助金を受け取ることはできません。
- 工事が年度をまたがる場合は、補助金の交付申請の前に、全体設計承認という手続きが必要になり、書類を提出されてから承認まで、約1ヶ月かかります。

【お問い合わせ先】 広島県土木建築局建築課 建築安全担当  
 電話：082-513-4133（直通）